

令和8年2月27日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

総務委員会

委員長 大桃 俊彦

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
(4) 現地調査
(5) 現地調査の総括について

- 2 調査の経過 2月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、第4次魚沼市行政改革大綱について、魚沼市定員管理計画について、第4次魚沼市財政計画について、魚沼市公共施設再編整備計画(第3期)について、魚沼市DX推進方針について、魚沼市国土強靱化地域計画について、魚沼市人口ビジョン2026について及び魚沼市地方創生に関する総合戦略について、執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、令和8年度の組織機構について及び今冬の大雪対応について、執行部から説明を受け質疑を行った。そのほか、ハラスメント関係について執行部から説明を受け質疑を行った。
また、大雪による空き家等の状況についてを現地調査し、その総括を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 21 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 22 号 魚沼市職員定数条例の一部改正について
- (3) 議案第 23 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正について
- (4) 議案第 24 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (5) 議案第 35 号 魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について

2 調査事件

(6) 所管事務調査

- ①第 4 次魚沼市行政改革大綱について
- ②魚沼市定員管理計画について
- ③第 4 次魚沼市財政計画について
- ④魚沼市公共施設再編整備計画（第 3 期）について
- ⑤魚沼市DX推進方針について
- ⑥魚沼市国土強靱化地域計画について
- ⑦魚沼市人口ビジョン 2026 について
- ⑧魚沼市地方創生に関する総合戦略について

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

(8) その他

- ①令和 8 年度の組織機構について
- ②今冬の大雪対応について
- ③その他

(9) 現地調査

- ・大雪による空き家等の状況について

(10) 現地調査の総括について

2 日 時 令和 8 年 2 月 27 日 午前 10 時

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、磯部北部事務所長、桑原消防長、
吉田総務政策部副部長、浅井総務人事課長、五十嵐企画政策課長、

水落財務課長、佐藤防災安全課長、脇本総務課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星議事調整係長

8 経 過

開 会 (10:00)

大桃委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。今日は盛りだくさんの付議事件内容となっており、また最後に大雪による空き家対策の現地調査もありますので、スムーズな進行に協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本委員会に付託されました案件について審査願います。

(1) 議案第 21 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

大桃委員長 日程第 1、議案第 21 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、議案第 21 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 22 号 魚沼市職員定数条例の一部改正について

大桃委員長 次に日程第 2、議案第 22 号 魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございますか。

星野委員 消防部局について伺います。定年延長の関係で人数を 85 人に改めることだっと思ひます。現在の消防職員の人数は 73 人ということで、85 人にするため一気に 12 人も採用するわけではないと思ひますが、現在の人数からいつまでに 85 人という人数にする予定なのでしょう。

桑原消防長　　いつまでに85人にするのかという質問ですが、今委員がおっしゃられたとおり急激に増やすものではありません。将来的な職員の年齢構成を考えて、均等的に平準化を図りながら採用を予定しています。シミュレーションを行ったんですが、2人ずつ採用したとして令和15年に85人を達成するというような試算をしております。それに向けて徐々に増やしていく予定としております。

星野委員　　令和15年までに85人と理解いたしました。

安心安全な魚沼市のために増員は理解しますが、数年前までは魚沼市消防を受験する人は非常に少なく、人数を満たすことがやっとだというような印象だったんですが、現在は受験者も増えているのでしょうか。

桑原消防長　　昨年ですと、徐々に受験者は増加傾向にあります。ただ、この辺の推移については今のところ何とも言えないんですが、職員確保に向けたPRについては現在取り組んでいるところでございます。

星野委員　　近年、高校卒業の方が多く採用されているような気がします。何か意図的なものがあるのか、それとも大学卒業で受験される方がいないのか、その辺はどうですか。

桑原消防長　　高校卒業生が多いということですが、受験者の中から選んでいるということで、意図的に高校卒業生を選んでいるということではございません。

星野委員　　多分、今年、来年あたりも高校卒業の方しかいないと思うんですが、いかがでしょうか。

桑原消防長　　今年4月の新入職員については高校卒業生3名となっておりますし、昨年については専門学校等を卒業した職員も入っております。

星野委員　　辞められる方も一時期多かったと思われるんですが、ここ数年はその辺はいかがでしょうか。

桑原消防長　　確かに、離職者は毎年発生しております。今年度も2名退職予定になっております。

星野委員　　市民の方の声なんですけど、最近、消防職員の方の身だしなみの部分が少し乱れているのではないかというお話を耳にしました。公安という部分は規律というものを非常に大切にしていきたいと思うんですが、その辺について消防長のお考えを伺います。

桑原消防長　　規律を大切にするという部分では、委員おっしゃるとおりでございます。職場の方向性として風通しが良い部分と、規律を確保するという部分は方向性として示しておりますので、そういった部分が消防職員としては大切なことだと考えております。

星野委員　　大勢の方から受験していただき、より優秀な人材から魚沼市消防に入っていただくよう、また明るいきれんな消防を引き続きお願いして終わります。

森島委員　　新旧対照表のことでお聞きします。第2条の旧が400人、新が250人という、150人が減になっている。この流れを少し教えていただければと思います。

桑原総務政策部長　　この400人から一気に250人、これは市長部局の職員の数なんですけど、これを減らした経緯でございますが、過去、平成16年の合併以降、平成19年、20年、24年にそれぞれ職員定数条例については改正を行ってきたところでございます。今ほど申し上げた平成19年4月1日改正の段階ではこれが558人だったんですが、平成20年4月1日改正時点では500人にしております。その後、平成24年4月1日改正時点では400人に減らしたということでございます。その平成24年4月1日施行時から、この市長部局の職員について

は現在まで10年以上にわたって改正をしてこなかったということでございまして、これが実態に合わない人数となっておりますので、今回改正をさせていただいたというものでございます。

森島委員 先般、予算の説明会でも提案がありました。予算書240ページの給与明細書の中で、会計年度任用職員以外の職員ということで、本年度419人、前年度マイナス6人ということで示されております。それでお聞きしますが、予算書にあるもの、今回このように出されたもの、そしてこの後にも定員管理計画が調査事項の中に入っています。そういうものが全て整合性が取れていると解釈をしてよろしいですか。

桑原総務政策部長 この定員管理計画はこの先10年間の計画でございます。そこを見据えてこの条例の中身に合わせて改正をさせていただくということでございます。したがって、市長部局250人という話を先ほどさせていただきましたが、これについても実際にはまだ余裕がある人数でございまして、現実的には250人も今いないような状況ということでございます。

森島委員 本当に今冬の豪雪、あるいは選挙が重なった、いろいろな申告等々で非常に職員も疲労と申しますか、疲弊をしている部分があるかと思えます。そのことについては、非常に私も感謝をしているわけでありまして。そういう中で、育児休暇や療養休暇も含めて、令和7年度に長期で休んでいる方は何人ほどおられますか。

浅井総務人事課長 それでは、私からお答えいたします。令和7年度中の長期休暇取得者ですが、まず身体的理由ですとか精神的理由、その他の長期の休職者ということでお答えさせていただきます。身体的理由が1人、精神的理由が5人、その他が1人ということで、合計7人が今年度3か月以上の休暇を取得しているということです。

それとは別に、産休育休等ということですが、今年度13人おります。以上です。

森島委員 そうすると今のところ、20人少ないということでよろしいですか。一概に、休んでいるということではなく、権利として休んでいるわけですので、今20人がそういうことということでよろしいですか。

浅井総務人事課長 それぞれ休暇の取得時期が違うので、20人全員が一緒に休んでいるというわけではありませんが、年間通して言えば20人がいない時期があったということでありまして。

森島委員 そうしますと今期、令和8年4月1日に採用される方というのは全体では何人おられるんですか。

浅井総務人事課長 令和8年度の新規採用予定者なんですが、今のところ12名を予定しております。

森島委員 その12名というのは、消防を入れてということですか。それとも、別個なんでしょうか。一般職ということでよろしいですか。

浅井総務人事課長 消防も含めて12人ということでありまして、そのうち消防が3人ですので、そのほかの一般行政職、保健師、保育士ですと9人ということになります。

森島委員 そうすると、9プラス3ということで理解させていただきました。それで、長期休暇取得者の中で5人が病氣的な理由というのは、その要因は総務人事課としてどう捉えておられますか。

浅井総務人事課長 それぞれ理由は様々ですが、職場の人間関係が上手くいっていないとい

う場合もありますし、あと家族との関係に悩んでいるという職員もいます。あとは、仕事の関係で、上手く自分が仕事ができないといいますが、思ったとおりにできないというように悩んでいた職員もおります。この5人のうち多いのは、家族、家庭の問題を抱えている職員が多いという印象であります。

大桃委員長　ほかにございませんか。

桑原消防長　先ほどの星野委員からの質問に対して訂正をお願いいたします。消防の新入職員について、3名が高卒と答弁いたしましたが、正しくは2名で、1名は専門学校卒業ということになっております。大変申し訳ありませんでした。

大桃委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、議案第22号　魚沼市職員定数条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第23号　魚沼市地域運動広場条例の一部改正について

大桃委員長　日程第3、議案第23号　魚沼市地域運動広場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ございません。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員　本会議でも質疑があったかも分かりませんが、この2つの稲場広場と大栃山運動広場、これは市の土地ということですよね。借地ではないんですよね。

磯部北部事務所長　こちらの2つの運動広場ですが、稲場運動広場は市有地です。大栃山運動広場は借地の契約ということになっております。

森島委員　そうすると、契約はいつまでということになるんですか。

磯部北部事務所長　これは用途廃止をして、復田を希望されているので、復田をしてからということになります。

森島委員　復田ということになると大分費用もかかります。それは用途廃止が終わった後に、令和8年度、令和9年度予算にそういうものを予算計上しているという考え方でよろしいですか。

磯部北部事務所長　令和8年度予算には設計の予算を計上しています。そちらで、復田の費用が分かった後に、復田にかかる予算を計上させていただこうと考えております。

森島委員　また予算審議がありますので、以上とさせていただきます。

大桃委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、議案第23号　魚沼市地域運動広場条例の一部改正についてを採決します。お

諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第24号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

大桃委員長 日程第4、議案第24号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員 市内には7件のサウナ設備を有する施設があり、そのうち1件がテントサウナに該当するという理解でよろしかったでしょうか。

桑原消防長 先日の議会の答弁で7施設と申しましたのは、一般的なサウナであります。そのほかに、管内でテントサウナが1か所ということです。

星野委員 そのテントサウナの1件というのは、どちらの施設になるのでしょうか。

桑原消防長 浅草山荘に1施設、屋外にテントサウナが設置してあります。

星野委員 浅草山荘の映像を見たことがあるんですが、テントサウナからクールダウンのために雪の上にダイブするというような映像を見ました。浅草山荘のテントサウナというのは通年設置してあるものなのでしょうか。それとも、冬季限定のようなものなのでしょうか。

桑原消防長 冬季については私も先日確認に行ってきたんですが、夏季にそのまま設置するかどうかについてはまだ確認はしておりません。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、議案第24号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第35号 魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について

大桃委員長 日程第5、議案第35号 魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員 過疎債についてお聞きいたします。現在、過疎債はどの程度になるのでしょうか。

吉田総務政策部副部長 令和6年度までであれば、この計画を立ててから令和6年度までの過疎債の総額というのは分かりますが、そちらでよろしいでしょうか。

森島委員 はい。

吉田総務政策部副部長 企画政策課でまとめた資料の中で、令和3年度から令和6年度まで

の過疎債の合計額は約61億円になっております。

森島委員 年数はどれくらいですか。

吉田総務政策部副部長 令和3年度から令和6年度まで、1年間を平均しますと約15億円ぐ
らいになります。

森島委員 前回、総務委員会に示した案、その後パブリックコメントに出されたと思います。
そうした意見がこの赤字の修正部分といいますか、そういう部分に反映をされていると理
解してよろしいですか。

吉田総務政策部副部長 こちらの赤字記載の部分は、今回改定するに当たりまして修正して
いる箇所を赤字表記という形にさせていただいております。

森島委員 そうすると、パブリックコメントの意見というものはどういう形で反映をされて
いるのですか。

吉田総務政策部副部長 パブリックコメントにつきましては、提出された意見はありません
でしたのでパブリックコメントの意見反映ということではなく、今回ここでお示した赤
字というのは先ほど申し上げた前回の計画からの変更箇所を赤字で示しております。

森島委員 そうすると、パブリックコメントの意見がなされなかったということで理解をい
たします。

それで、前回は質問したんですが、令和7年11月11日の総務委員会の中で、令和8年度
の予算編成が11月からなので必要なものは掲載していくという答弁をいただきました。こ
れから審議をしますので細かいことを聞く必要はないんですが、そういう部分が令和8年
度予算にも含まれていると理解してよろしいわけですか。

吉田総務政策部副部長 今回この計画の中で、有利な過疎債を活用するためにはこの計画上
必要な事業を定めておく必要がありますので、そういった意味では予算にも該当するであ
ろう事業というところはこの計画に基づき計上しているものと理解しております。

森島委員 私はこれからが一番大事な部分なんですが、過疎債は先ほど言ったように単年度
15億円から16億円ほどの有利債で使用させていただいているということですので、今後こ
の過疎債を使うのは国勢調査による人口、そして財政力等々で決めていくわけですが、魚
沼市が今の国勢調査をした中で、今後人口が減少していく、今回もこの中で人口ビジョン
でいろいろ人口について触れていますが、将来的に人口減少に伴って過疎債が徐々に減っ
ていくという部分が見受けられると思うんです。そうしたときに、どの辺に一番市として
影響が出てくるのか。その点、財政も含めて、総務政策部としてはどのような考え方を持
っているのか。この過疎債というのは、我々の市政の上に非常に大きなウエートを占めて
いると私は思っております。その辺の考え方、過疎債の計画が出ていますのでその点はど
のように考えておられるのか、お聞かせください。

桑原総務政策部長 過疎債につきましては、元利償還金の7割が普通交付税で算入されると
いう有利な起債でございます。それに大分本市も助けられている部分もございます。ただ
現行の過疎法が令和12年までという中で、次の法律の中でどのような基準が設けられるか
というところが非常に肝になってくると理解しております。と申しますのも、日本全国が
人口減少社会に突入して久しいわけでございますが、特に首都圏一極集中が収まらない中
では首都圏以外はほとんど過疎地状態になっていると言っても過言ではないような状況も
ある中で、現行の法律の要件となっている人口密度、人口減少率や財政力もあるんですが、

人口密度そのものがどうなっていくかというその辺の基準が次の法律の中でどう示されるのか、非常に注視しているところであります。

そこら辺が次の法改正が行われるかどうか分かりませんが、次の新過疎法になるのかどうかも分かりませんが、そちらの中で決められた内容に当てはまっていれば使える財政的に有利な部分があります。ただ一方で、本市は人口の減少率を抑えるということを目指しています。相反する部分ではありますが、人口が増えたりとか、人口密度が高くなってくれば、当然要件に外れてきます。その辺の舵取りが非常に難しいものと思っています。

財政面だけでいいますと、いかに現行どおり過疎法の対象になってくるという部分については非常にメリットが大きいので、次の改正であってもその方向でいけるのであれば有利かと思っています。

内田市長 令和12年からそういう話になるんですが、私、一般社団法人全国過疎地域連盟の理事に全国市長会からの推薦で2人なっています。この前の理事会のときは、雪の話の意見発表をさせていただいたり、その場で総務省の局長に要望させていただいたりしました。それとは別に、過疎で約1,800ある自治体の中で800を超えた、半分以上が過疎になってきて、過疎債が毎年200億円の枠というか増やしていただいているんですが、さっき言った令和12年度までであって、もっとその過疎債の枠を広げてもらわないと厳しい状況にあるということで、そこは過疎地域連盟を通じて国に強く要望していかなければならないという話をさせていただいています。また高知県知事も会長としてそういう考えを持っていらっしゃると思いますので、そこは徐々に減っていくというか、枠を使いづらくなるということのないように総枠の予算を確保してくださいという話はさせていただいております。

大桃委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、委員長を交代します。

横山副委員長 では委員長を交代します。大桃委員。

大桃委員 私のほうで1点、よろしいでしょうか。今ほどパブリックコメントの声が市民からなかったというお話でしたが、これは令和3年から令和7年度までの5年間の計画であると思っています。令和3年のときの過疎地域の持続的計画ということになると、皆さんが興味を持ったりしているはずだと思っているんですが、令和3年度のスタート時点ではどのような声が聞かれたのか、また件数が分かれば教えていただきたいと思います。

五十嵐企画政策課長 令和3年度の過疎計画策定するときには、数を正確に答えられなくて申し訳ないですが、数件の意見はいただいております。2人か3人の方々だったかと思えます。内容につきましては人口が減らないような対策を考えてくださいという、どちらかというハード面の意見が多かったと記憶をしております。

大桃委員 当初は皆さんが興味を持ったというか、どうなるんだろうというところで声が出たと思うんですが、今回その声が聞かれなかったということに対しては、執行部としてどのように受け止めているのでしょうか。

桑原総務政策部長 どのように受け止めているかというところで言いますと、ほかの計画もパブリックコメントには出しているわけなんですけど、その中で意見がなかったということであれば、これについては正直に計画の内容について理解いただけたものだとして理解をさせていただいているところでございます。

横山副委員長 それでは、委員長を交代します。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、議案第35号 魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで、本委員会に付託されました議案については以上となります。

(6) 所管事務調査

①第4次魚沼市行政改革大綱について

大桃委員長 次に日程第6、所管事務調査についてを議題といたします。まず、①第4次魚沼市行政改革大綱について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、第4次魚沼市行政改革大綱につきまして、説明をさせていただきます。第4次魚沼市行政改革大綱案につきましては、昨年の9月10日の総務委員会におきまして計画案を説明させていただき、その後市民による行革推進委員会での協議や推進計画に位置づけている公共施設再編整備計画等の進捗を見た中で、それらと合わせ今年の1月26日から2月19日の間でパブリックコメントを募集いたしました。提出された意見はありませんでした。本日の資料は9月にお示ししたものから変更はしておりませんので、これによりまして計画決定に向けて事務を進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。簡単ですが、以上となります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件につきましては以上としたいと思います。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

②魚沼市定員管理計画について

大桃委員長 次に、②魚沼市定員管理計画について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 この魚沼市定員管理計画でございますが、今ほど説明させていただきました第4次魚沼市行政改革大綱の推進計画の一つに位置づけられている計画でございます。内容につきましては1月23日の総務委員会で説明した内容と変わってございません。市長決裁を取りまして、これをもって成案としたいということで、今回報告をさせていただくものでございます。以上でございます。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

こめたろう委員 魚沼市定員管理計画についてですが、年間の採用見込みについて伺いたいと思います。本市の現在の職員構成を拝見しますと、副参事級以上の職員が約4割であると読み取れますが、今後10年程度で相当数の退職が見込まれる状況にあるのではないかと考えます。その中で、この計画では10年後に職員数10名増加するという目標が示されていますが、そこで現在見込んである年間の新規採用予定人数と、あと10年間の採用計画の全体像、退職見込みの人数とバランスなどについて、具体的な数値を伺いたいと思います。

浅井総務人事課長　　今ほどこめたろう委員から質問のあった件につきましては、この計画の7ページ、8ページに職種別計画表がございます。そちらに退職の予定者と新規採用の予定者数ということで、それぞれ年度別に記載してありますので、そちらを確認いただきたいと思います。

こめたろう委員　　それについては分かりました。

続いて人材確保についての具体策を伺いたいと思います。民間企業も含めてですが、全国的に人材不足が顕著であるという状況にあると思います。その中でも、地方自治体ですと採用競争というのが一番激化しているという認識をしているんですが、そんな環境下において採用試験の見直しとか、デジタル人材の確保、働き方改革、広報戦略など、具体的にどのようにこの目標達成を図る考えかを伺います。

桑原総務政策部長　　当然ながら地方公務員法の中で定められている範囲において、いろいろと取組は限られる部分がございますが、鋭意努力はしております。今ほどお話があった働き方改革、そういったものは既に国でガイドラインが示されておりますので、本市においても対応させていただいているところでございます。

しかしながら、受験者にとって一番気になるところはやはり採用条件の中では、処遇の関係で主に給与の問題になるかと思っております。給与はそれぞれの自治体ごとに異なっておりますので、そういう部分で受験者は選んでいるものと推測をしております。

こめたろう委員　　最後に質問ですが、外国籍の人材の採用について伺います。地方公務員法ですと、一般職ですと一律の国際要件というのは定められていなくて、自治体によっては外国籍人材の採用を進めている事例もあると思います。本市における外国籍の職員を採用した実績であったりとか、今後の採用に関する方針でしたりとか、検討している状況を教えてください。

桑原総務政策部長　　外国籍の方の募集ができるかどうかというのは、当然、法の中で規定されている範囲で対応させていただくところになるんですが、そもそも本市が求める人材としては地域にどれだけ根づいて活躍できるかといったところかと思えます。即戦力としてまず日本語ができる方、それから地域になじんでいける方、あと市民の対応ができる方というところでもって、それが一番の市民サービスにつながる部分かと思っておりますので、外国人材を一律に排除するというのではないんですが法の中で対応すべきと考えております。

浅井総務人事課長　　補足をさせていただきたいと思います。現在、募集要項の中で日本国籍を有するということを条件にしておりますので、今現在、外国籍の方の採用実績というのはございません。ただ、今後はもしかすると検討が必要になってくるという可能性はあるかと思っております。以上です。

大桃委員長　　ほかに質疑はございませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては以上としたいと思いますますが、異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定しました。

③第4次魚沼市財政計画について

大桃委員長　　次に、③第4次魚沼市財政計画について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　こちらにつきましても、行政改革大綱の推進計画の一つとして位置づけられている計画でございまして、考え方等につきましてはこれまでの総務委員会で説明させていただいたとおりでございます。なお、1月23日の総務委員会でお示しした内容から若干変更している箇所がございますし、その時点で未記入になっていた目標値等がございますので、それらにつきましては財務課長から説明させていただきます。

水落財務課長　それでは、私から第4次魚沼市財政計画について、説明をさせていただきます。今ほど部長が申し上げましたが、1月23日の総務委員会で案ということで説明したところでございます。その時点でまだ数字が未記入であったところを記載をさせていただくとともに、一部修正等を行った点がございますので、それらの点について説明を申し上げます。資料については、修正箇所等が分かるように見え消し表示等をしてございます。(資料「第4次魚沼市財政計画」により説明)

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

こめたろう委員　将来予算規模の実質的影響について伺いたいと思います。第4次財政計画の15ページですと、令和17年度の一般会計当初予算額を307億6,000万円と見込んで、現状より約2割ほど減少すると試算が示されております。本計画ですと、歳入減少を前提とした推計であると理解しておりますが、今後も一定の物価上昇が継続するという可能性を踏まえると、名目枠で約2割の減少ということは、実質ベースですとさらに大きな予算縮減になるのではないかと考えます。

そこで、今後年率2%程度の物価上昇がもし継続した場合、令和17年度時点における実質的な予算規模というのは現在と比較してどの程度の水準になると見込んでいるのかに加えて、その実質的な縮減というのが市民サービスであったりとか、投資的な経費にどのような影響を及ぼすと想定しているのか、本市の財政運営の基本的な考え方をお示しくください。

桑原総務政策部長　今ほど物価高騰の話等もございました。今後、物価高騰がこのまま続くというところで、歳出ベースで言いますと当然必要経費については伸びてくるわけですが、歳入で今ほど委員指摘のように入るところが入ってこないということになると、やはり歳入にあわせた歳出で組まなければいけません。その観点から申し上げますと、現状よりもサービスの部分については見直していくところが当然ながら出てくるものと思っております。それが投資的経費の部分で言いますと、現状ハード事業、箱物を中心としたハード事業がここ数年間、市制施行20周年に併せて進めてきた部分と、現在進めている南山荘もございまして、あとこの後予定している新ごみ処理施設の建設、それらがあるわけですが、そういう特殊要因を除きますともう投資的経費というところについては整備へ投じる経費は限られると思っております。

一方、維持補修費、物件費の関係ですが、先ほど課長の説明でも少し触れましたが、当然物価上昇の影響を受けて伸びてくる部分があるんですが、それをそのままの状態、先ほども申し上げたように財布に入ってくるお金は限られている中で、どうしてもそこに合わせなければいけないということになれば、当然施設の廃止など見直しというところも考えなければいけません。

あと、今と同じ仕事をしてはいけないというところ、これは事務的経費全般に言えるんですが、そういうところも踏まえて大幅な事業の見直し、それから改革的な部分は進

めなければいけないと認識をしているところでございます。具体的にどのサービスをやめるかというところについては、この後また具体的な検討に入るわけですが、ひとつ明らかになっているものとすれば学校の統合等が挙げられますので、それによって物件費、補修費というところは減らしていけるものと思っております。

こめたろう委員 再質問させていただきます。入ってくるはずの歳入が入ってこない可能性もあるとおっしゃっていましたが、そういった一般財源減少の見込みの根拠について伺いたいと思います。物価上昇の局面においてですと、歳出面では物件費や工事費の増加が見込まれる。その一方で、歳入面においては個人市民税や法人市民税、固定資産税などを増収して一般財源も一定程度増加する可能性もあると考えます。この計画でも一般財源を減少見込みとして試算されていると思います。

そこでなんですが、そういった物価上昇局面においても一般財源が減少すると見込んだ根拠について、人口推計との関係や実質成長率、名目成長率の設定なども含めて、具体的な前提条件というのを示していただきたいと思います。

桑原総務政策部長 一般財源については、今委員がおっしゃったように市税の関係もあれば、本市にとって地方交付税が一番大きいんですが、市税につきましては人口が減ってくるというところが一番大きくて、あと市内の事業所からどれだけ稼いでいただくかといったところもあるかと思います。人口が減ってくれば、当然ながら均等割となる市民税も落ちてくということになります。あと、交付税につきましては、物価上昇を見込んだ算定上の単位費用の上昇分があるにしても、大本の算定基礎となる部分で一番用いているのが国勢調査人口なんです。国勢調査人口は5年に一度に調査をするわけなんですけど、国勢調査人口が5年前と比べて今回の測定値が大分減ってきている。そうすると、それが今後5年間使われるということになれば、大分覚悟しなければいけないというところになるわけでありまして。したがって、物価上昇分がある程度交付税、それから市税で賄えるといっても、そのマイナス幅が大きく楽観視できないということで、この計画にも反映させているところでございます。

こめたろう委員 今ほど説明いただいた財政運営の姿勢についてですが、質問ではございませんが、物価上昇に伴った税収の動向でしたりとか、一般財源への影響まで十分に精査された上で、実態に即した財政計画の構築をすることが重要であると私も考えております。単に予算規模を縮減するというだけではなくて、市民の幸福でしたりとか暮らしの質の向上を前提とした中長期的な財政運営の方向性を今後も示していただきたいと考えて終わります。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑を終結いたします。本件につきましても以上といたします。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

④魚沼市公共施設再編整備計画（第3期）について

大桃委員長 次に、④魚沼市公共施設再編整備計画（第3期）について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、こちらもまた資料をお開きいただければと思います。公

共施設再編整備計画（第3期）につきましては、前回の総務委員会でこの計画の中の第1章から第3章まで説明させていただきました。本日、そのときにいただいた意見に対する対応とその後の修正、また今回この計画の中に第4章を追加して皆さんにお示ししておりますので、その部分について説明をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、企画政策課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

五十嵐企画政策課長 （資料「魚沼市公共施設再編整備計画(第3期)(案)」により説明)

初めに前回の意見に対する対応ということで森島委員からいただきました除去、譲渡等を行った施設についてであります。こちらにつきましては、第3章が7ページから始まっていますが、この表中のそれぞれ施設ごとに表があります。表の中から除去、譲渡されたものにつきましては、混乱を避けるために表示は削除しております。次にそのほかこの間に修正したところでもあります。大きく1か所になります。21ページを御覧いただきたいと思っております。体育館等における対応時期の軸の表記になります。4行目、5行目の「なお、」からになりますが、旧入広瀬中学校の解体に併せて入広瀬体育館も解体することとしました、という表記を追加しております。次に、43ページを御覧ください。43ページから72ページまでが今回追加した第4章のアクションプランになります。この第3章で説明してきた内容を基に、各施設ごとの本計画期間における方針を44ページから示しております。アクションプランの分類につきましては、この43ページにあるとおりとしております。では、第4章のアクションプランの説明をさせていただきます。こちらは量が多いので、代表的なところということで、一番市民の利用が多いと思われる体育館のところの説明をさせていただきます。資料は56ページまでお進みください。こちらが体育館等ということになりますが、表につきましては、左から施設名、借地があるかないか、それから建築年がいつか。次に、大本の総合管理計画につきましては、2016年から2035年までの20年間の計画になっておりますので、その中でどのような方針でいるかというところをこちらの最終年方針、2035年度というところに記載をしております。その隣でありますけれども、達成目標年度ということで、こちらがこの2035年までにいつ達成するかという表示になります。達成済というところにつきましては、例えば堀之内体育館であれば指定管理、2035年の最終方針が指定管理で、達成目標年度が達成済みになっておりますので、この計画期間では達成がされているということでもあります。それから、次が短期目標スケジュールということで、この2026年から2030年までにどのように再編を進めていくかというところになります。それぞれ丸印、四角印がありますが、右上に表記があります。この表記のとおり、計画は進めていきたいと考えています。それから、次の延床面積は施設の延床面積になります。ネットキャッシュフローですが、施設に係る費用につきましては、令和4年度から令和6年度までの平均値を見ておりますが、その費用から収入を差し引いた分がここに出ております。全部ここではプラスの表示になっておりますが、これにつきましては市の持ち出しがあるという表というものです。施設によっては、マイナス表示になっている施設は市の持ち出しがないというものになっています。それから維持更新費用ということですが、これにつきましては、それぞれ建築年から目標使用年度までの費用を算出しまして、それで2016年度から2035年度までにかかるとされる費用をここに表示をしております。こちらの更新費用につきましては、試算でありまして一般財団法人建築保全センターの令和5年版建築物のライフサイクルコストということで、多くの自治体で使って

いる試算ソフト、これを使って算出をしております。隣には複合機能ということで大沢ふれあい体育館は半分に分けて旧さくら保育園遊戯室に使っているということでその表記をここではしております。これまでこの計画で説明してきた内容を基に、この第4章のアクションプランが出ておりますが、これから5年間につきましては、このアクションプランを基に再編を進めていきたいという考えの資料であります。説明は以上になります。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては以上といたします。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

それでは、しばらくの間休憩とします。

休　　憩 (11:05)

再　　開 (11:15)

大桃委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

⑤魚沼市DX推進方針について

大桃委員長　次に、⑤魚沼市DX推進方針について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、魚沼市DX推進方針について説明をさせていただきます。前回、昨年12月10日の総務委員会でこの改定案を説明させていただき、その後市民による行革推進委員会での協議を経て、1月26日から2月19日までの間でパブリックコメントを募集しましたが、提出された意見はございませんでしたので、本計画案に基づきまして計画改定に向けて進めていきたいと考えております。なお、9月に先ほどの第4次魚沼市行政改革大綱を説明した際に、DXの取組状況について幾つか質問をいただいております。そちらの部分についてまだお答えできておりませんので、企画政策課長からその部分の報告をさせていただきます。

五十嵐企画政策課長　(資料「魚沼市DX推進方針(案)」により説明)

資料は6ページを御覧ください。こちらはこれからの方針ですので、これまでの方針とは若干違っている部分はあるんですが、継続して進める部分と、それから現在当課で把握している部分について報告させていただきたいと思います。まず初めに6ページの上に、マイナンバーカードの取得支援利用の推進とありますが、こちらで2月20日現在、マイナンバーカードの普及枚数率は変わらず79.0%であります。それから、その一つ下の行政手続のオンライン化ですが、こちらでも2月20日現在で128件であります。それから、7ページの実現に向けた方向性のところに、デジタル技術を活用した行政事務の効率化推進というところですがAI-OCRやRPAの積極的な活用ということで、こちらは現在、市の19業務におきまして、AI-OCR、RPAを使用して業務の効率化を進めているところであります。現在そのほかの取組はしておりますが、そちらにつきましては、令和7年度が終わりましたら取りまとめをして報告をさせていただきたいと思います。以上であります。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

こめたろう委員　この魚沼市DX推進方針ですと、その目指す姿の実現に向けた方向性としてDX推進による市民の利便性向上と効率的な行政運営の実現を掲げて、これに基づき重点的な取組事項を設定されているものと理解しております。その中で、今ほども説明がありましたが、その重点項目として挙げられているマイナンバーカードの取得推進、窓口改革の推進、デジタルデバイド対策について伺いたいと考えます。これらの取組がそれぞれ具体的にどのような形で市民の利便性向上につながっているのか、またどのような効果を想定しているのかについて市民に分かりやすい市民目線の形で説明をいただきたいと思っております。

吉田総務政策部副部長　今ほどこれらの取組を通じて実施することによりまして、当然市民の方は窓口でのいろいろな事務処理、ワンストップも含め様々な改革、市の中での事務的な部分も含め、行うことで市民の利便性というのは向上していくと考えています。この後デジタルデバイド対策というところでは、高齢者の方、当然これらはデジタル化に基づく行政改革、それと市民の利便性向上に向けて取り組むことは、やはりスマホですとかそういった操作というものが出てくるような形になります。そういった形でより利便性を高めるためのデジタル改革に、高齢者の方を含めそういった方が取り残されないように、少しずつではありますがこのスマホ操作による地域における取組というのも同時並行で進めていくことで、そういった取組を全体的にやることで利便性向上というのが図られていくと考えております。

桑原総務政策部長　分かりやすく具体的に申し上げますと、窓口でお待たせしない、それから市役所に来なくていい、そういったことでの手続きができるように目指しております。

こめたろう委員　まずマイナンバーカードについてですが、先ほどの答弁を踏まえて伺いたいと思っております。健康保険証でしたりとか、運転免許証の代わりとして利用できると思っておりますが、現時点でそうだった頃とマイナンバーカードを持っている現在と比較して、すごく大きな利便性の向上というのは実感しにくいというのが率直な印象です。そういった単なる置き換えではなくて、どうやってDXとして新たな価値を創出して具体的にその利便性の向上を目指しているのか、今一度教えてください。

吉田総務政策部副部長　マイナンバーになります。実際に今健康保険証、そして運転免許証等々、それらと一体化になっております。そういった一体化をされることで、逆に行政の事務的な部分での情報共有ですとか、そういったところの効率化も図られますし、また保険証と一体化されることで市民にとっては例えば保険証、運転免許証、それら複数枚あるものがマイナンバーカード1枚で足りるということで、自分で保持する各種そういったものが減っていくことは、ある意味いろいろ探したりとかそういう手間も省けるということで利便性は図られているのではないかと考えております。

桑原総務政策部長　具体的にマイナンバーカードを持っていることによってあまりメリットが感じられないというお話であります。先ほど私が申し上げたように、役所に行かなくても手続きができるということについてはこれから汎用性がいろいろ出てくるのではないかと期待しております。

今、システムの標準化というところも国が目指した中で、全自治体共通化を進めているところです。その中で、今後は期待できる場所が出てくるのではないかとすることは思

っているわけでございます。

それから、役所に行かなくても手続きができるという点で言いますと、今ちょうど確定申告の時期ではありますが、e-Tax、確定申告をマイナンバーカードを使って自宅で行けるといった利点もありますので、もう既にいろいろ利用されている方も多くなりつつあります。それは大きなメリットと言えているところでございます。

こめたろう委員 説明いただきましたので、今後マイナンバーのことや窓口改革については、そういった待ち時間が発生しない窓口でしたりとか、手続きのワンストップ化、それにおける来庁回数の削減というところに成果を期待したいと考えます。

ただ、それを行うには各世代がデジタルデバイスをきちんと利用できなければならないということは必須だと考えます。最後に、デジタルデバインド対策について、もう一度ですが、目指す姿には「誰もがデジタル化による利便性の恩恵を享受できる」と掲げられております。例えばスマートフォン教室を受講したことによって市民は具体的にどのような恩恵を受けられるのか、生活のどんな場面が実際に便利になったりするのかなど、具体例があればお示しください。

吉田総務政策部副部長 具体例ということだけではなく全般的な部分になりますが、今、市でもいろいろなサービスをスマホを介して、またインターネットを介して、電子申請を含めていろいろ取り組んでいるところであります。その一例としてののるーとですとか、そういったところについてもスマホからの事前予約ですとか、それをやるときに高齢者の方が実際に使ってみたいというときに個別に操作のやり方を教えることで、スマホを活用していく。そういったデジタルを活用した中で、実際、市が提供しているサービスを享受できるというところがございますので、個別のいろんな案件ごとにいろいろ対策をしながら、こういったデジタルデバインド対策に取り組んでいくという形になります。個別というよりは全体的な部分で市が提供するサービスに直結する、そういったスマホの操作のやり方というのを実際に教えつつ、デジタルデバインド解消に向けて取組を進めていきたいと考えております。

こめたろう委員 全体ではなくて個別の何か、のるーととかによって、デジタル化というか使える方がだんだん増えていくということでありました。そういったデジタル化ということ自体が目的ではなくて、市民の皆様が豊かになる、便利になるということが目的であると考えますが、そういったデジタル化が進んだ先にどんな魚沼市の未来を描いているのか。デジタルとリアルが融合して市民一人一人の状況に応じた支援につなげていくのかという視点が大事になってくると思うんですが、そういったデジタル化が進んだ先の魚沼市のビジョンというか在り方について、最後に見解を伺いたいと思います。

桑原総務政策部長 市長の所信表明の中でも市長が触れていましたが、行政の仕事は全てデジタル化だけで進めるものではないと思っています。当然、市民生活が便利になるという点ではデジタル化は推進すべきということでこちらの計画にもうたっているわけなんですけど、当然ながら対面でいろいろ話を聞く、それから相談に乗る、個々にそれぞれ機械では判断できないいろんな悩みとか課題もあるかと思っています。それらに親身になって職員が応えていくということは、当然ながらサービスに必要なようになってくる場所と場所とあるので、デジタルで利便性を図ると同時に、そういったリアルという部分については対面でサービスを続けていくべきだと考えているところでございます。

内田市長 AI オンデマンドで、例えば一つの例として言いますと、登録会員が 2,000 名弱です。人口は 3 万 2,000 人ですので、その内の 2,000 名が登録されている。その中で、電話ではなくてデジタルを使って予約される方が、その中の 4 割です。そのほかは電話で予約されています。電話だったらできるけど、まだデジタルの使い方が分からない人たちが、2,000 名の方たちは予約を簡単にしたいから会員登録をしているわけなんですけど、その中でも 4 割しかまだできていないということで、そこはそこで進めていかなければならないんですが、問題は電話で予約しているうちはまだいいですということですし、電話もできなくなった人をどのように助けるかということもあります。それは今、魚沼市内の小出近辺の 106 の停留場の中でやっているわけですが、これを北部地域ですとか、どのように広げていくかということもあります。デジタルで便利になる方、そして電話だったり職員が見て行ったりして対応できる、そしてまだそれもできない方をどうしていくか、それがやはり誰 1 人残さないというサービスにつながると思います。

デジタルも進めていかなければいけないですが、市民にやっぱり寄り添って話を聞くことが第一だと私は思っています。おっしゃることはよく分かります。どんどんそれは進めていかなければならないと思っていますが、その辺も頭に置いていかなければならないと思っています。以上です。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。本件については以上にしたいと思えます。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

⑥魚沼市国土強靱化地域計画について

大桃委員長 次に、⑥魚沼市国土強靱化地域計画について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、魚沼市国土強靱化地域計画改定案について説明をさせていただきます。前回 1 月 23 日の総務委員会におきまして、この改定案を説明させていただいた後、1 月 26 日から 2 月 19 日までの間でパブリックコメントを募集いたしました。提出された意見はございませんでした。(資料「魚沼市国土強靱化地域計画(改訂案)」により説明)

本日の資料につきましては、1 月にお示しした資料の赤字表記を黒字に修正しておりますが、内容については本市の方針に関わる部分は変更しておりませんので、県計画に関わる箇所については今後の県計画に合わせて修正をさせていただく予定です。この計画の改定に向けては本改定案のとおり改定に向けて進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

森島委員 今冬の大雪があります。そうした中で、私は雪は災害の一部だと思っています。その中で、雪崩だとか雪に関する事もこの中に入っているんですが、雪というのは屋根にしても個人の財産、そういう部分もあります。もっとこの国土強靱化地域計画の中に、そういう雪害というものをもう少し入れてもいいのかと感じるんですが、その点のそういう議論が総務政策部でされたのか。あるいは、こういう理由で、言葉は悪いですがこの内容でとどめたということなんでしょうか。その点をひとつ聞かせてください。

吉田総務政策部副部長　本計画の改定案につきましては、前回の計画を踏まえつつ、国、県の強靱化計画と整合を図りながら改定をしたものであります。今ほどの豪雪というところは、確かに今冬の、昨年に引き続き２年連続大雪という形で、そこに係る対応というのめかなりの労力を割いているわけですが、実際にこの改定につきましては雪害というところは特に議論はしておりませんで、先ほど申した国県と整合を図る改定案ということで理解をいただければと思います。

大桃委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。本件につきまして以上としたいと思います。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

⑦魚沼市人口ビジョン 2026 について

大桃委員長　次に、⑦魚沼市人口ビジョン 2026 について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、魚沼市人口ビジョン 2026 について説明いたしますが、この後説明する地方創生に関する総合戦略とこの人口ビジョンが関係しておりますので、若干その関係について、初めに説明をさせていただきたいと思っております。

この人口ビジョンの策定につきましては、その根拠法としまして、2016 年当時の第 2 次安倍内閣で進められてきました東京一極集中を是正し、潤いのある豊かな生活を営むことができる地域社会の形成を目指して制定されました、「まち・ひと・しごと創生法」になります。そこには、市町村は地方創生に関する総合戦略を定めるよう努めなければならないとされておりまして、その総合戦略を定めるに当たりましては人口の現状及び将来の見通し、それを踏まえることとされておりまして、これを根拠にこの人口ビジョンというものを策定をしております。本市の人口ビジョンにつきましては平成 27 年に作成をしておりますが、今回第 3 次総合計画の策定するに当たりまして当時の人口推計と現状に大幅な開きが、その総計を策定する際に人口推計をしましたが、その推計の数値というものが当時と現状に非常に大きな開きが出ていることから、今回この人口ビジョン 2026 として新たに策定するものであります。

計画の詳細につきましては、企画政策課長がいたしますのでよろしくお願いたします。

五十嵐企画政策課長　(資料「魚沼市人口ビジョン【2026】(案)」、「魚沼市人口ビジョン【2026】(案) 参考編」により説明)

大桃委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては以上といたします。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

⑧魚沼市地方創生に関する総合戦略について

大桃委員長　次に、⑧魚沼市地方創生に関する総合戦略について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、魚沼市地方創生に関する総合戦略案につきまして、説明いたします。こちらにつきましては平成 27 年に、先ほど説明いたしました「魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これを人口ビジョンと併せてまた策定いたしまして、令和 3

年には第2次総合計画後期基本計画に含める形で改定を行ってきたところであり、このたびの策定につきましては、国が進める地方創生を本市でも進めるために行うものであり、また違いを分かりやすくするため総合計画とは分けて策定をするものでございます。

計画の詳細につきましては、企画政策課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長 (資料「魚沼市地方創生に関する総合戦略(案)」により説明)

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。本件については以上としたいと思います。異議ございませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

大桃委員長 日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査につきましては、議長宛てに申出を行うことと決定いたしました。

(8) その他

①令和8年度の組織機構について

大桃委員長 日程第8、その他を議題といたします。まず、①令和8年度の組織機構について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、令和8年度の組織機構の一部見直しについて、資料に基づき説明をさせていただきます。(資料「令和8年度魚沼市役所の組織機構の一部見直しについて」により説明)

資料の左側が新しい令和8年度の組織機構、右側が旧の機構になっております。今回、改めて一部見直しする箇所につきましては、赤字で表記してありますので、確認いただければと思います。

まず、市民福祉部の生活環境課の事務としておりました公共交通や交通安全に関する事務を行う交通対策係、これを生活環境課から切り離しまして独立した交通政策課、これを市民福祉部の中に設置をいたします。その交通政策課の中に交通政策係と地域交通係の2係を配置する予定でおります。本市におきまして、人口減少が進んでも暮らしやすい地域を維持していくための新たな地域公共交通の仕組みをつくるために、今回新たに交通政策課を設置するというものでございます。次に、教育委員会事務局の学校教育課に今後の学校再編におきまして、計画策定ですとか地元調整、これを令和8年度以降進めていくために、学校統合準備係、これを設置いたします。

なお、このたびの変更につきましては条例改正を伴わないものでありますので、魚沼市行政組織規則及び魚沼市教育委員会事務局組織規則、これを改定する中で対応をしていきます。簡単ですが、説明は以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員 1点、お伺いします。交通政策課についてですが、今度通学のバスの基準が変わるかと思います。あくまでも通学バスですと、今までと変わらない学校教育課の対応でしょうか。

桑原総務政策部長 バスの管理と運行計画、学校との調整等については現行どおりでございます。ただ、この新しいセクションにあつては、それらを含めた全体的な市内の交通体系を検討していきたいという市長の思いで設置したものです。

大桃委員長 ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

②今冬の大雪対応について

大桃委員長 次に、②今冬の大雪対応についてということで、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、今冬の大雪に係る対応状況でございます。本件につきましては、定例会初日の市長行政報告の中で市長から報告があつたとおりでございますが、その後の経過も含めて、あと今冬の被害状況につきまして、防災安全課長から細部について説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、私から今冬の大雪に係る対応状況等について説明をさせていただきますと思います。(資料「今冬の大雪に係る対応状況等について(防災安全課)」により説明)

吉田総務政策部副部長 それでは、続きまして空き家に係る緊急安全措置の実施状況について説明させていただきます。(資料「今冬の大雪対応について(地域創生課)」により説明)

2年続きの大雪という形になりましたが、今冬におきまして、空き家の屋根雪をそのまま放置することにより、市民の生命や財産に危害が及ぶおそれのある空き家、それを判断した中で、市が除雪等の緊急安全措置を実施したところであります。合計件数が13件になります。一覧については、こちらの表を確認いただければと思っております。この中で13件ということになるんですが、第1回定例会の初日の補正予算のときに、3款民生費の補正予算に絡む質問の中で、実際、緊急安全措置を何件やったかという質問がありまして、その中では3款民生費で対応した件数として7件と回答させていただきました。ただ、災害救助法適用期間以外は、9款の防災対策事業で、この空き家の屋根雪除雪の経費を計上しておりますので、その3款と9款合わせてこの13件の緊急安全措置をしたという形になりますので、よろしく願いいたします。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。本件につきましては以上といたします。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

③その他

・ハラスメント関係について

大桃委員長 次に、③その他であります。ハラスメント関係について執行部に説明を求め

ます。

桑原総務政策部長　それでは、資料はございませんが、今年度実施いたしました職員のハラスメントアンケートの結果について、口頭で報告をさせていただきます。

今年度につきましては年明けの1月5日から16日までを対象期間として、記名式のアンケート調査を実施したところでございます。長期休業者ですとか日々雇用職員は除きますが、会計年度任用職員を含めた全職員、これが919名いるわけなんです、この職員を対象に実施をして、869人から回答があったものでございます。回答率で申し上げますと94.6%だったわけなんです、昨年度より回答率が上がったというような状況でございました。

一番重要とされる部分ですが、最近1年間の間にハラスメント被害に遭った経験があるかどうかという、そういう問いをさせてもらいました。あるという回答をした職員が74人いました。率にして、8.5%ということでございますが、昨年度と比較すると17人多いということでございます。ただ、先ほども申し上げましたように回答数そのものが上がっているということございまして、その辺も影響しているのではないかと分析をしているものでございます。

それから、ここ10年間で職場内のハラスメントが増えたか減ったかというところも尋ねてみたんですが、昨年度は「減った」と「やや減った」が、合わせて348人の回答があったんですが、今回の調査では減った・やや減ったという減少傾向に関する部分の回答が400人ということで、減ったと答えた人自体も増えているというようなことでございます。

主なハラスメントの種別としては、多いものがパワーハラスメント、それからモラルハラスメントと言われるものとなっております。昨年よりも回答総数が増えたというところはあるんですが、そもそもがハラスメントという定義について、昔ながらの指導方法そのものに対して抵抗を持っている人がいるというところがあるのかも分かりませんし、信頼関係が職場内で築けていればある程度指導してもそれがハラスメントに捉えられない場合もあるんですが、その辺が昔と違って人間関係が希薄になっていると。少し何か言われて指導されただけでハラスメントと感じてしまう、そういう向きもあるのかも分かりません。個人的に申し上げますと、私が採用されたばかりの頃はすごい厳しい先輩が大勢いたんですが、今の基準からすればみんなハラスメントになるのではないかと思います。

あと、個人的に相手のことが嫌いだったりとか相性が合わない、そういった関係性がある人だと、どうしても相手の行動に嫌悪感を覚えたりとかハラスメントっぽく感じたりというのがあったりしてこの回答の中に表れている、そういうところもあるのかも分かりません。これについては一人一人面談をして確認をしているわけではございませんので、その辺までは調査できておりませんが、そういう傾向もあるのかも分からないというところも含んで報告をさせていただきたいと思っております。本件については以上でございます。

大桃委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。本件につきましては以上といたします。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

ほかに執行部の皆様から何か報告等はございませんか。(なし) 委員の皆様から意見、協議事項等ございませんか。(なし) 以上で、その他を終結いたします。

この後につきましては現地調査になりますので、関係する部署を除いて執行部の皆様か

らは退席をお願いしたいと思います。大変どうもありがとうございました。

ここでしばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (12:10)

再 開 (13:00)

大桃委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(9) 現地調査

・大雪による空き家等の状況について

大桃委員長 日程第9、現地調査を議題とします。本日は、大雪による空き家等の状況について、古新田地内と虫野地内の空き家の現地調査を所管委員会としてするものであります。

それでは、現地調査に出発しますので、1階の正面玄関前に参集願います。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13:01)

(休憩中、現地調査)

再 開 (13:44)

大桃委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(10) 現地調査の総括について

大桃委員長 日程第10、現地調査の総括についてを議題とします。執行部から補足説明がありましたらお願いします。

吉田総務政策部副部長 補足説明はありません。

大桃委員長 それでは委員の皆さんから意見等ありましたら、簡潔に順次発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。初めにこめたろう委員から現地調査について一言、簡潔によろしくお願いします。

こめたろう委員 空き家の放置は市道だけでなく、昨今の鳥獣が侵入したり等、危険もありますので対処していかなければならないと感じました。以上です。

大桃委員長 ありがとうございます。星野委員お願いします。

星野委員 今ほど見てきたように、管理者がいたとしても、実際管理できていない空き家がほとんどであるのではないかというのが実態かと思われま。今回は誰にも人的被害がなかったのはよかったですと思いますが、例えば通学中の子どもたちが通学中に空き家が倒壊して怪我にあたりとか、そういうことも今後起きる可能性も大であるので、管理者と密に連絡をしてということぐらいしかできないのか、分かりませんがいろいろ今後の課題とは思いますので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

大桃委員長　　続きまして、高野委員、お願いします。

高野委員　　改めて雪の重さというか怖さというのを実感しました。さらに空き家が増えるという感じになりますので、その辺、小出地域はわりと水を上げておく家があるんですが水を上げていないところは大変だろうと感じました。

大桃委員長　　次に、森島委員。

森島委員　　午前中の今冬の大雪の対応についてということで、昨年と違う点というのは、停電が多かったというようなことで聞かせていただきました。件数的にどうなのかというのは、またそのうちに聞かせていただきます。空き家イコールこのような雪の雪害になるということですので、台帳もしっかりしているということも現地で聞きました。ぜひとも今後、地区の区長さん等々を通じながら、年間を通した中で、やはり対応をしていただきたいというのが一つお願いであります。それともう一つは、先ほども午前中にありました相続放棄、これが今後の非常に行政の課題になるであろうと思いますので、その相続放棄をどうやって行政の中で上位法がありますので、なかなかこれは難しい部分もあろうかと思いますが、その点を一つ、今後、総務政策部で検討をしていただければということで感想とさせていただきます。以上です。

大桃委員長　　次に、横山委員。

横山委員　　先ほどは大変ありがとうございました。現地でも少しお話しさせてもらったんですが、空き家が増えてくる中で売却をするということで、売却先での管理ができるかどうかということ。特に不動産会社等々のチラシも昨今入ってくるわけですので、その辺のところをどうやっていくかというのがひとつ大事になるかと思いました。それから二点目ですが、空き家にもいろいろな空き家があると思います。公道から離れていて潰れても大丈夫な空き家と、公道に面していたり、隣の家と面して隣に被害が出る空き家等々があるので、やはり市としては公道、要するに皆さんに迷惑のかかる、また隣の家に迷惑がかかる空き家をどのように対応しているかという部分を見極めながらやっていく必要があると思っています。もう1点は、町場の中の空き家は、家が立て込んでいるところだと、その辺のところ非常に危険性があるのかと思っていますので、その辺のところの区長さん方と含めて、ここは空いている家だけど冬になると危険性がある。ここは逆に、将来空き家になるだろう。今一人暮で、今後空き家になるだろうというところで、どう看取っていくかということも、やはり先を見据えた形での対応も考えていかなければならないと思います。空き家になってから対応するのではなくて、空き家になる前に将来のことを見据えながら、やはり隣近所、また親戚等々で何とかできるような方策をしないと、いつまでたっても同じことになるのかということを感じています。

大桃委員長　　ありがとうございました。では、私からですが昨年は小平尾、水沢の倒壊したところを見させていただきました。そこの反省点として地区の自治会長さん、支援員の皆さんとの密な連携を保っていかなければならないというような点が話に出たかと思います。また、その内容でもって取り組んできたものと思っています。今回は、今も話が出ましたが、不動産の関係というようなところも新たに加えた中での対応、対策というものも必要になってくるのではないかと思っております。毎年毎年、新たな局面に出くわしながら、次から次へといろんな空き家対策に対しての考え方もそうですが、対応の仕方等は情報がもっと吸い上がってくるような、そんないろんな面で対応していかなければならないのでは

ないかということ強く感じたところでありました。私からは以上です。

議長からありましたらお願いします。

志田議長　今回の2件の建物の倒壊の現場は、簡易的な単管パイプであったり、少し補強した車庫ということで、母屋自体は壊れてはいないんですけども、そういった簡易的な建物が壊れるという、持ち主の方も簡易的なものだからみたいなイメージがあったとして、そうするとなかなかその小屋まで除雪が回らないみたいなのところもあったと思うんですが、ただやはり壊れた以上は、今回もそうなんだけど、市道上にはみ出てるところもありました。通行止めやコーンを立てて対策はとってあるとは思いますが、道路に物が出ている以上は通行止めを解除していいのかどうか、そこら辺もしっかり市で物が市道に出ているので片付けてほしいという指導をしっかりやるべきではないかと思いました。以上です。

大桃委員長　同行していただきました吉田総務政策部副部長からお願いしたいと思います。

吉田総務政策部副部長　今ほどいろいろな意見をありがとうございました。最後、議長から指摘のありました、今回現場を見て、市道に単管がはみ出ているところを改めて現地の写真をしっかり撮った上で、所有者、管理者に指導書を送る中で、それを片付けてもらうように、しっかりそういった対応を取るよう、市からも強く求めていきたいと考えています。それで、今回、この空き家対応でいろいろ意見をいただいた中で、所有者、管理者がいる空き家については、やはり引き続きこの冬の間の適正管理、それを強く求めた上で、しっかり所有者がいるところについては屋根雪除雪も含めて対応を求めていかなければいけないと感じたところです。今回いろいろ問題のあった空き家については、市からも冬期間の適正管理、それを改めて注意を促す、そういったところを徹底しなければいけないと感じたところでもあります。それと併せてですが、先ほど来、空き家の私ども調査を行ったんですが、やはり調査を行った数か月の間に10数件の我々が知らない新たな空き家というのが発生しております。しっかり市で空き家の新規把握ができる体制というところは、集落支援員、地域の嘱託員、区長さん等の協力を得ながら取り組んでいきたいと思っております。それと福祉サイドからの話の中で、身寄りがない高齢者というのが市内に数十軒いらっしゃいます。その問題については、福祉と、これからどうやって取り組もうかということで、福祉側からも協力依頼が来ているところですので、いずれその方々がもしお亡くなりになると、それがイコール所有者、管理者がいない、相続人不存在の空き家という形になることが目に見えておりますので、その対応というのを今後、福祉サイドと連携をしながら、どのような形で対策が取れるのかというのが市としても引き続き取り組んでいきたいと考えています。簡単ですが以上です。

大桃委員長　ありがとうございました。桑原総務政策部長からありましたらお願いします。

桑原総務政策部長　空き家問題は全国的な傾向もあるんですが、先ほど来、話が出ております、この相続の関係が非常に法的な部分で課題になっているところもあります。引き続き全国市長会を通じて、この空き家問題については、その発生抑制と発生した後の対応について、財源措置も含めて何とかならないかということころは、国に訴えてまいりたいと思っております。それから、今回の大雪に関して特に思ったのが、除雪の担い手不足ということころもかなり厳しかったのではないかと感じております。特に従来ですと、こういう建物除雪については、個人事業主ですとか大工さんとか、そういった方々が担っていた

ところかと思うんですが、そういった方々も高齢で引退されているということで、なかなか建物の除雪、家屋の除雪に回らなかったのではないかとこのころがありました。また、大手の土木建設業、中小も含みますが、土木建設業の事業者の方々については、従業員の安全対策ということで、その家屋の屋根にアンカーがないとなかなか従業員は上がらせられないといったところの問題もあったんですが、今回、いずれもそういう空き家は当然ながらアンカーは付いてないというような問題もありましたので、そういう除雪の担い手の対応というところは非常にこれからも考えていく部分の深刻な課題であると受け止めたところでありました。いずれにしても、その担い手不足と高齢化というのが毎年そういう危険性が増す家屋をどんどん生んでいるというところは由々しき問題であると改めて痛感したところでございます。

大桃委員長　　ありがとうございました。以上、皆さんから総括についてお話をいただきました。まだ話し足らなかったこととか、忘れたところがありましたらお願いしたいと思います。(なし) それでは、これをもって現地調査の総括は終了させていただきたいと思います。会議録の記録をもって代えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本件につきましては、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) そのように今後につきましても調査していくことといたします。本件につきましては以上となります。

最後にその他となりますが皆さんから何かございましたらお願いします。

吉田総務政策部副部長　　それでは私から1件連絡といたしますか、報告をお願いいたします。12月10日の総務委員会の中で、特定居住促進計画の案について説明をさせていただきました。今回この委員会で資料が間に合わず大変申しわけありませんでしたが、パブリックコメントを今週の25日の水曜日まで行いまして、その結果、提出された意見というのはございませんでした。計画の内容は12月10日にお示しした内容と大きなところは変わっておりませんので、若干軽微な文言の修正等はありませんでしたが、計画内容に大きな変更はございませんので、12月10日にお示ししたその計画案、基本的な部分はそれを基に今後、年度末までに計画策定に向けて事務作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。簡単ですが以上です。

大桃委員長　　今の件について、何か質問等がありますか。

森島委員　　そうすると委員会に示さないで、即成案とするということですか。

吉田総務政策部副部長　　この現時点で計画のみ、情報はお伝えさせていただきたいと思いますが、一応こちらで、この前説明した内容で計画策定に向けて進ませていただければと考えています。データは事後になります。早目に議会事務局に今の現時点での成案化した計画はデータでお示しをしたいと思っております。

大桃委員長　　ここで、しばらくの間休憩とします。

休　　憩 (14:00)

(休憩中、意見交換)

再　　開 (14:02)

大桃委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。吉田総務政策部副部長からの件につきまし

ては以上とさせていただきたいと思います。ただし、資料等につきましては、事務局に後日提出を願うということで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのよう
にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

そのほか執行部から何かありますか。(なし) 委員の皆さんから執行部にございましたら
お願いします。(なし) ないようですので、本日の会議はこれにて終了させていただきます。
会議録の作成につきましては、委員長に一任を願います。本日の総務委員会は、これにて
閉会といたします。

閉 会 (14 : 03)

総務委員会

委員長 大桃 俊彦